

第3部 検査

<通則>

- 1 検査の費用には、検査を行う医師、看護師及び技術者等の人工費、試薬、デッキグラス、試験管等の材料費、器械の減価償却費、管理費及び患者の衣類等の費用は含まれる。なお、患者に施用する薬剤及び特定保険医療材料の費用は検査料とは別に算定する。
- 2 検査に当たって施用した薬剤の費用は別に算定できるが、第2章第5部投薬の部に掲げる処方料、調剤料、処方せん料及び調剤技術基本料並びに同第6部注射の部に掲げる注射料は、別に算定できない。なお、検査に当たって施用される薬剤（検査用試薬を含む。）は、原則として医薬品として承認されたものであることを要する。
- 3 撮影した画像を電子媒体に保存した場合、保存に要した電子媒体の費用は検査にかかる所定点数に含まれる。
- 4 第1節、第2節及び第3節に掲げられていない検査で簡単な検査は、基本診療料に含まれるので、別に算定することはできない。なお、基本診療料に含まれる検査の主なものは、次のとおりである。
 - (1) 血圧測定
 - (2) 視野眼底検査のうち簡単なもの
 - (3) 眼科検査のうち斜照法、微照法、細隙燈検査（ルーペ式）、器械を使用しない眼圧測定検査
 - (4) 区分「D 2 4 4」自覚的聴力検査の「3」の簡易聴力検査に該当しない簡単な聴力検査
 - (5) 精液pH測定
 - (6) デビス癌反応検査
 - (7) 鼓膜運動検査
 - (8) イクテロメーター黄疸反応検査
 - (9) 簡易循環機能検査
 - ア スラッジテスト
 - イ 指尖部皮膚毛細血管像検査
 - ウ 皮膚粘膜撮影検査
 - エ 寒冷血圧検査
 - オ ビックンバッハ起立試験
 - カ ヒスタミンテスト
 - キ レジチンテスト
 - ク 末梢の静脈圧測定
 - ケ ビュルゲル病及び脱疽等の場合における電気的皮膚温度測定
 - a 単純な場合
 - b 負荷を行った場合
 - コ ギボンーランディスト
 - サ 基礎代謝率簡易測定法
 - 注 簡易循環機能検査とは、生体に対して物理的又は化学的負荷をかけ、血圧、脈拍等の理学所見の観察を行うことにより循環機能を検査することを目的とする検査であり、負荷の種類としては起立、寒冷、運動及び薬物等がある。
 - (10) 自律神経機能検査
 - (11) アルコール中毒に対する飲酒試験における症状監視
 - (12) 皮膚のインピーダンス検査（皮電図記録作成）
 - (13) 6誘導未満の心電図検査
 - (14) 尿中プロムワレリル尿素検出検査

- (15) 尿脚氣反応（沢田氏反応）
- (16) シュミット氏昇汞試験
- (17) 粪便のストール氏虫卵数計算法
- (18) 隹膜透過性検査
- (19) 横田氏反応
- (20) ユーグロブリン全プラスミン測定法（ユーグロブリン分屑SK活性化プラスミン値測定）
- (21) 緒方法等の補体結合反応による梅毒脂質抗原使用検査
- (22) 卵白アルブミン感作血球凝集反応検査
- (23) ラクトアルブミン感作血球凝集反応検査
- (24) Miller Kurzrok検査
- (25) Schick反応
- (26) Dick反応
- (27) Frei反応
- (28) 光田反応
- (29) 松原反応
- (30) 伊藤反応
- (31) トキソプラズマ症、ジストマ症及び猩紅熱の皮内テスト
- (32) 膨瘍吸収時間測定
- (33) ジアゾ反応
- (34) インジカン
- (35) 血液比重測定
- (36) 末梢血液像及び骨髄像における特殊染色のB R A C H E T 試験
- (37) 赤血球抵抗試験のリビエール法

- 5 第1節から第3節までに掲げる検査料の項に掲げられていない検査のうち簡単な検査の検査料は算定できないが、特殊な検査については、その都度当局に内讃し、最も近似する検査として通知されたものの算定方法及び注（特に定めるものを除く。）を準用して、準用された検査に係る判断料と併せて算定する。
- 6 点数表において2つの項目を「及び」で結んで規定している検査については、特に定めるものを除き、当該両項目の検査を併せて行った場合にのみ算定する。
- 7 検査に当たって、麻酔を行った場合は、第2章第11部麻酔に規定する所定点数を別に算定する。ただし、麻酔手技料を別に算定できない麻酔を行った場合の薬剤料は、第5節薬剤料の規定に基づき算定できる。
- 8 同一検体について、定性検査と定量検査とを併せて行った場合、一般検査と精密検査とを併せて行った場合又はスクリーニング検査とその他の検査とを一連として行った場合は、それぞれ主たる検査の所定点数のみ算定する。ただし、併せて行う検査の区分が異なる場合は、それについて算定する。
- 9 「分画」と記されている検査について、同一検体の各分画に対して定量検査を行った場合は、所定点数を1回のみ算定する。
- 10 定性又は定量の明示がない検査については、定量検査を行った場合にのみ当該検査の所定点数を算定する。
- 11 測定方法又は検査方法が明示されていない検査については、測定又は検査の方法の如何にかわらず、その検査料の項に掲げる所定点数を算定する。
- 12 同時又は一連として行った2以上の検査の結果から計算して求めた内容が、検査料に掲げられた項目に該当する場合であっても、当該内容についての点数は算定できない。
- 13 2回目以降について所定点数の100分の90に相当する点数により算定することとされている場

合において「所定点数」とは、当該項目に掲げられている点数及び当該注に掲げられている加算点数を合算した点数である。

- 14 同一項目について検査方法を変えて測定した場合には、測定回数にかかわらず、主たる測定方法の所定点数のみを算定する。
- 15 算定回数が複数月に1回のみとされている検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に前回の実施日（初回の場合は初回である旨）を記載する。
- 16 第3部検査の部において用いられる検査法の略号については下記のとおりである。

P H A : Passive hemagglutination 受身赤血球凝集反応

R P H A : Reversed passive hemagglutination 逆受身赤血球凝集反応

L A : Latex agglutination ラテックス凝集法

(L P I A : Latex photometric immuno assay)

P C I A : Particle counting immuno assay 微粒子計数免疫凝集測定法

P A M I A : Particle mediated immuno assay 粒度分布解析ラテックス免疫測定法

I A H A : Immuno adherence hemagglutination 免疫粘着赤血球凝集反応

R I A : Radio immuno assay 放射性免疫測定法

R I S T : Radio immuno sorbent test

R A S T : Radio allergo sorbent test

R A : Radioassay ラジオアッセイ

R R A : Radioreceptorassay ラジオレセプターアッセイ

C P B A : Competitive protein binding analysis 競合性蛋白結合分析法

E I A : Enzyme immuno assay 酵素免疫測定法

(E L I S A : Enzyme linked immuno sorbent assay)

F A : Fluorescent antibody method 融光抗体法

F P A : Fluorescence polarization assay 融光偏光測定法

F P I A : Fluorescence polarization immuno assay 融光偏光免疫測定法

T R - F I A : Time resolved fluoro immuno assay 時間分解融光免疫測定法

I R M A : Immuno radiometric assay 免疫放射定量法

S R I D : Single radial immuno diffusion method 一元放射状免疫拡散法

E S : Electrosyneresis method 向流電気泳動法

T I A : Turbidimetric immuno assay 免疫比濁法

H P L C : High performance liquid chromatography 高性能液体クロマトグラフィー

G L C : Gas-liquid chromatography 気液クロマトグラフィー

G C : Gas chromatography ガスクロマトグラフィー

C L I A : Chemiluminescent immuno assay 化学発光免疫測定法

E C L I A : Electrochemiluminescence immuno assay 電気化学発光免疫測定法

S I A : Split immuno assay

P C R : Polymerase chain reaction

E V - F I A : Evanescent wave fluoro immuno assay エバネセント波融光免疫測定法

F I A : Fluoro immuno assay 融光免疫測定法

I F A : Indirect fluorescent antibody method 間接融光抗体法

L B A : Liquid-phase binding assay

F I S H : Fluorescence in situ Hybridization

L A M P : Loop-Mediated Isothermal Amplification

T M A : Transcription-Mediated Amplification

S D A : Strand Displacement Amplification

S S C P : Single Strand Conformation Polymorphism

R F L P : Restriction Fragment Length Polymorphism

L C R : Ligase Chain Reaction

注 LA（測定機器を用いるもの）とは、抗原抗体反応によりラテックス粒子が形成する凝集塊を光学的な分析機器を用いて定量的に測定する方法をいう。

17 精密検査とは、測定対象物を高感度又は高精度に測定する方法をいい、このうち区分「D 0 0 1」から区分「D 0 1 5」に掲げる項目（準用する項目を含む。）については、別に通知で定めるものを除き、以下の測定方法によるものをいう。

- (1) E I A (ELISA、CLIA、ECLIA、ルミノールを用いた化学発光E I A法、レクチン酵素免疫測定法を含む。簡易法は含まない。)
- (2) R I A (IRMA、RRA、RA、CPBAを含む。)
- (3) F A (FIA、TR-FIA、IFAを含む。)
- (4) F P I A (EV-FIA、FPAを含む。)
- (5) P C I A (LA（測定機器を用いるもの）、PAMIA、ラテックス凝集比濁法、LPI-Aを含む。)
- (6) T I A
- (7) 比色法
- (8) ネフェロメトリー法
- (9) ウエスタンプロット法、イムノプロット (S I A) 法
- (10) 比濁時間分析法
- (11) L B A
- (12) 免疫阻害法
- (13) G L C、G C、H P L C
- (14) 発色合成基質法
- (15) ディスク電気泳動法
- (16) 免疫クロマト法

第1節 検体検査料

第1款 検体検査実施料

時間外緊急院内検査加算

- (1) 時間外緊急院内検査加算については、保険医療機関において、当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜に入院中の患者以外の患者に対して診療を行った際、医師が緊急に検体検査の必要性を認め、当該保険医療機関において、当該保険医療機関の従事者が当該保険医療機関内に具備されている検査機器等を用いて当該検体検査を実施した場合に限り算定できる。
なお、当該加算の算定に当たっては、当該加算の対象たる検査の開始時間をもって算定する。
- (2) 同一患者に対して、同一日に2回以上、時間外、休日又は深夜の診療を行い、その都度緊急の検体検査を行った場合（複数の区分にまたがる場合を含む。）も、1日につき1回のみ算定する。
- (3) 現に入院中の患者については算定できない。ただし、時間外、休日又は深夜に外来を受診した患者に対し、検体検査の結果、入院の必要性を認めて、引き続き入院となった場合は、この限りではない。
- (4) 緊急の場合とは、直ちに何らかの処置・手術等が必要である重篤な患者について、通常の診察のみでは的確な診断が困難であり、かつ通常の検査体制が整うままで検査の実施を見合わ

せることができないような場合をいう。

外来迅速検体検査加算

- (1) 外来迅速検体検査加算については、当日当該保険医療機関で行われた全ての検体検査について、当日中に結果を説明した上で文書により情報を提供し、結果に基づく診療が行われた場合に、5項目を限度として、検体検査実施料の各項目の所定点数にそれぞれ1点を加算する。
- (2) 以下の多項目包括規定に掲げる点数を算定する場合には、その規定にかかわらず、実施した検査項目数に相当する点数を加算する。

区分「D 0 0 6」出血・凝固検査の注の場合

区分「D 0 0 7」血液化学検査の注の場合

区分「D 0 0 8」内分泌学的検査の注の場合

区分「D 0 0 9」腫瘍マーカーの注2及び注3の場合

区分「D 0 1 0」特殊分析の「5」アミノ酸定量の「ロ」の場合

区分「D 0 1 3」肝炎ウイルス関連検査の注の場合

区分「D 0 1 4」自己抗体検査の注

例 患者から1回に採取した血液等を用いて区分「D 0 0 9」腫瘍マーカーの「4」の癌胎児性抗原（C E A）精密測定と「7」のCA19-9精密測定を行った場合、検体検査実施料の請求は区分「D 0 0 9」腫瘍マーカーの「注3」の「イ」2項目となるが、外来迅速検体検査加算は、行った検査項目数が2項目であることから、2点を加算する。

- (3) 同一患者に対して、同一日に2回以上、その都度迅速に検体検査を行った場合も、1日につき5項目を限度に算定する。
- (4) 区分「A 0 0 2」外来診療料に含まれる検体検査とそれ以外の検体検査の双方について加算する場合も、併せて5項目を限度とする。
- (5) 現に入院中の患者については算定できない。ただし、外来を受診した患者に対し、迅速に実施した検体検査の結果、入院の必要性を認めて、引き続き入院となった場合は、この限りではない。

D 0 0 0 尿中一般物質定性半定量検査

- (1) 検体検査を行った場合は所定の判断料を算定できるものであるが、尿中一般物質定性半定量検査を実施した場合は、当該検査に係る判断料は算定できない。
- (2) 尿中一般物質定性半定量検査

ア 尿中一般物質定性半定量検査とは、試験紙、アンプル若しくは錠剤を用いて検査する場合又は試験紙等を比色計等の機器を用いて判定する場合をいい、検査項目、方法にかかわらず、1回につき所定点数により算定する。

イ 尿中一般物質定性半定量検査に含まれる定性半定量の検査項目は、次のとおりである。

- (イ) 比重
- (ロ) pH
- (ハ) 蛋白
- (ニ) 糖
- (ホ) ウロビリノーゲン
- (ヘ) ウロビリン
- (ト) ピリルビン
- (チ) アセトン体（ケトン体）
- (リ) 潜血
- (ヌ) 試験紙法による尿細菌検査
- (ル) 食塩検査

- (ア) 試験紙法による白血球検査
 - (ワ) アルブミン
- (3) 尿中一般物質定性半定量検査は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に対して速やかに報告されるような場合は、所定点数を算定できる。

D 0 0 1 尿中特殊物質定性定量検査

- (1) 「7」の先天性代謝異常症の尿スクリーニングテストとは、次に掲げる物質の定性半定量検査及び反応検査をいう。
 - ア 塩化第2鉄反応（フェニールケトン体及びアルカブトン体の検出を含む。）
 - イ 酸性ムコ多糖類
 - ウ システイン、シスチン等のSH化合物
 - エ ヒスチジン
 - オ メチルマロン酸
 - カ ミロン反応
 - キ イサチソ反応
 - ク ベネディクト反応
- (2) 「8」のポルフィリン症スクリーニングテストとして、Watson-Schwartz反応、Rimington反応又はDeanand Barnes反応を行った場合は、それぞれ所定点数を算定する。
- (3) 「12」のマイクロトランスフェリン精密測定（尿中）、「12」のアルブミン定量精密測定及び「15」のIV型コラーゲン定量精密測定は、早期糖尿病性腎症患者であつて微量アルブミン尿を伴うもの（糖尿病性腎症第1期又は第2期のものに限る。）に対して行った場合に、3か月に1回に限り算定できる。なお、これらを同時に行った場合は、主たるもののみ算定する。
- (4) 同一日に尿、穿刺液・採取液及び血液を検体として生化学的検査(I)又は生化学的検査(II)に掲げる検査項目につきそれを実施した場合の、多項目包括規定の適用については、尿、穿刺液・採取液及び血液のそれぞれについて算出した項目数により所定点数を算定するではなく、血液、尿、穿刺液・採取液それぞれに係る項目数を合算した項目数により、所定点数を算定する。ただし、同一日に行う2回目以降の血液採取による検体を用いた検査項目については、当該項目数に合算せず、所定点数を別途算定する。
- (5) 蛋白質とクレアチニンの比を測定する目的で試験紙により実施した場合は、「17」のその他による尿中クレアチニン検査として算定し、その判断料は、区分「D 0 2 6」検体検査判断料の「1」の尿・糞便等検査判断料を算定する。

D 0 0 2 尿沈渣顕微鏡検査

- (1) 尿沈渣顕微鏡検査の所定点数は、赤血球、白血球、上皮細胞、各種円柱、類円柱、粘液系、リボイド、寄生虫等の無染色標本検査のすべての費用を含む。
- (2) 尿沈渣顕微鏡検査は、区分「D 0 0 0」尿中一般物質定性半定量検査若しくは区分「D 0 0 1」尿中特殊物質定性定量検査において何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその実施が必要と認められて実施した場合に算定すること。
- (3) 尿沈渣顕微鏡検査は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。

- (4) 尿路系疾患が強く疑われる患者について、診療所が尿沈渣顕微鏡検査を衛生検査所等に委託する場合であって、当該衛生検査所等が採尿後4時間以内に検査を行い、検査結果が速やかに当該診療所に報告された場合は、所定点数を算定できる。

D 0 0 2 - 2 フローサイトメトリー法による尿中有形成分定量測定

本測定は区分「D 0 0 0」尿中一般物質定性半定量検査若しくは区分「D 0 0 1」尿中特殊物質定性定量検査において何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその実施が必要と認められ、赤血球、白血球、上皮細胞、円柱及び細菌を同時に測定した場合に算定する。

D 0 0 3 粪便検査

- (1) 「7」のヘモグロビン又は「9」のヘモグロビン精密測定と「1」の潜血反応検査を同時に実施した場合には、「7」又は「9」の所定点数のみ算定する。
- (2) 粪便中の細菌、原虫検査は、区分「D 0 1 7」排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査により算定する。
- (3) ヘモグロビン検査を免疫クロマト法にて行った場合は、「7」のヘモグロビンにより算定する。
- (4) ヘモグロビン検査を金コロイド凝集法による定量法にて行った場合は、「9」のヘモグロビン精密測定により算定する。

D 0 0 4 穿刺液・採取液検査

- (1) 「2」の胃液又は十二指腸液一般検査の所定点数には、量、色調、混濁、粘液量、臭気、酸度測定、ペプシン及び乳酸定量、ラブ酵素の証明、蛋白質の呈色反応（ニンヒドリン反応、ピウレット反応等）、毒物、潜血、虫卵、ウロビリン体の定性定量、コレステリン体の定量、液に含まれる物質の定性半定量の検査等の費用が含まれる。
- (2) 「3」の髄液一般検査の所定点数には、外見、比重、ノンネアペルト、パンディ、ワイヒブロート等のグロブリン反応、トリプトファン反応、細胞数、細胞の種類判定及び蛋白、グルコース、ビリルビン、ケトン体等の定性半定量の検査等が含まれる。
- (3) 「4」の精液一般検査の所定点数には、精液の量、顕微鏡による精子の数、奇形の有無、運動能等の検査のすべての費用が含まれる。
- (4) 「5」の頸管粘液検査の所定点数には、量、粘稠度、色調、塗抹乾燥標本による顕微鏡検査（結晶、細菌、血球、上皮細胞等）等の費用が含まれる。
- (5) 「6」の子宮頸管粘液中顆粒球エラスターは、赤色ラテックス着色法により、絨毛羊膜炎の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の妊婦で切迫早産の疑いがある者に対して測定した場合に算定する。
- (6) 「7」の子宮頸管粘液中顆粒球エラスター精密測定は、絨毛羊膜炎の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の妊婦で切迫早産の疑いがある者に対して行った場合に算定する。
- (7) 「8」の膣分泌液中乳酸脱水素酵素（L D H）半定量のためのタンポンによる検体採取に係る費用は、所定点数に含まれる。
- (8) 「9」の関節液中コンドロカルシンは、E I A法によるが、エックス線所見で明らかに変形性関節症又は慢性関節リウマチが診断できる場合は算定できない。
- (9) 「10」の羊水中肺サーファクタントアポ蛋白（S P - A）を妊娠中に実施する場合には、糖尿病を合併しない場合は妊娠満33週より前の時期において1回に限り算定でき、糖尿病を合併する場合は満32週より前の時期において1回に限り算定でき、満32週以降においては週1回に限り算定できる。
- (10) 「11」のIgGインデックス、「12」の髄液MBP、髄液オリゴクローナルバンド測定は、多発性硬化症の診断の目的で行った場合に算定する。
- (11) 「13」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、P C R法、S S C P法、R F L P法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者

本人に対して行った場合に限り、患者1人につき1回に限り算定する。

当該検査を算定するに当たっては、その目的、結果及び選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- (1) 「13」の悪性腫瘍遺伝子検査、区分「D006-2」血液細胞核酸增幅同定検査（造血器腫瘍核酸增幅同定検査）又は区分「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。
- (2) 同一日に尿、穿刺液・採取液及び血液を検体として生化学的検査(I)又は生化学的検査(II)に掲げる検査項目につきそれぞれを実施した場合の、多項目包括規定の適用については、尿、穿刺液・採取液及び血液のそれぞれについて算出した項目数により所定点数を算定するではなく、血液、尿、穿刺液・採取液それぞれに係る項目数を合算した項目数により、所定点数を算定する。ただし、同一日に行う2回目以降の血液採取による検体を用いた検査項目については、当該項目数に合算せず、所定点数を別途算定する。

D005 血液形態・機能検査

- (1) 「1」の赤血球沈降速度測定は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内に実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。
- (2) 同一検体について、「4」の好酸球数及び「5」の末梢血液像の検査を行った場合は、「5」の末梢血液像の所定点数のみを算定する。
- (3) 「5」の末梢血液像及び「15」の骨髄像の検査については、少なくともリンパ球、単球、好中球、好酸球、好塩基球の5分類以上の同定・比率計算を行った場合に算定する。
- (4) 「5」の末梢血液像及び「15」の骨髄像の検査に当たって、位相差顕微鏡又は蛍光顕微鏡を用いた場合であっても所定点数により算定する。また、末梢血液像の検査の際に赤血球直徑の測定を併せて行った場合であっても、所定点数により算定する。
- (5) 「5」の「注」及び「15」の「注」にいう特殊染色は、次のとおりである。
- ア オキシダーゼ染色
 - イ ペルオキシダーゼ染色
 - ウ アルカリフィオスファターゼ染色
 - エ パス染色
 - オ 鉄染色（ジデロプラスト検索を含む。）
 - カ 超生体染色
 - キ 脂肪染色
 - ク エステラーゼ染色
- (6) 「6」の末梢血液一般検査は、赤血球数、白血球数、血色素測定(Hb)、ヘマトクリット値(Ht)、血小板数の全部又は一部を行った場合に算定する。
- (7) 「8」の赤血球抵抗試験は、次のとおりである。
- ア シュガーウォーターテスト
 - イ ハムテスト
 - ウ クロスピーテスト
 - エ パルパート法
 - オ サンフォード法
- (8) 「10」のヘモグロビンA_{1c}(HbA_{1c})、区分「D007」血液化学検査の「17」のグリコアルブミン又は「22」の1,5-アンヒドロ-D-グルシトール(1,5AG)のうちいずれかを同一月中に併せて2回以上実施した場合は、月1回に限り主たるもののみ算定する。た

だし、妊娠中の患者については、4いずれか1項目を月1回に限り別に算定できる。

- (9) 「13」のデオキシチミジンキナーゼ（TK）活性精密測定は、造血器腫瘍の診断又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
- (10) 「14」のターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ（TdT）精密測定は、白血病又は悪性リンパ腫の診断又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
- (11) モノクローナル抗体法による造血器悪性腫瘍細胞検査
ア 「16」のモノクローナル抗体法による造血器悪性腫瘍細胞検査はモノクローナル抗体を用いて蛍光抗体法、酵素抗体法、免疫ロゼット法等により白血病細胞又は悪性リンパ腫細胞の表面抗原又は細胞内抗原の検索を実施して病型分類を行った場合に算定できる。
イ 対象疾患は白血病、悪性リンパ腫等である。
ウ 検査に用いられるモノクローナル抗体は、医薬品として承認されたものであり、検査に当たって用いたモノクローナル抗体の種類、回数にかかわらず、一連として所定点数を算定する。

D 0 0 6 出血・凝固検査

- (1) 出血時間測定時の耳朶採血料は、「1」の出血時間測定の所定点数に含まれる。
- (2) 「6」の複合凝固因子検査に該当する検査は、オーレンのトロンボテスト、ヘパプラスチンテスト等をいい、トロンボテストと「1」のプロトロンビン時間測定を同時に施行した場合は、主たるもののみ算定する。
- (3) 「10」の血小板凝集能を測定するに際しては、その過程で血小板数を測定することから、区分「D 0 0 5」血液形態・機能検査の「6」の末梢血液一般検査の所定点数を別に算定することはできない。
- (4) 「16」のフィブリノーゲン分解産物精密測定は、「10」の線維素分解産物（FDP）測定が異常値を示した場合に実施したときに算定できる。
- (5) 「16」のP I V K A IIは、出血・凝固検査として行った場合に算定する。
- (6) 「17」の凝固因子インヒビターは、第VIII因子又は第IX因子の定量測定を行った場合に、それぞれの測定1回につきこの項で算定する。
- (7) 「15」の第VIII因子様抗原は、S R I D法、ロケット免疫電気泳動法によるものである。
- (8) 「20」のプロトロンビンフラグメントF 1 + 2精密測定を「19」のトロンビン・アンチトロンビンIII複合体（TAT）精密測定と同時に実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (9) 「21」のトロンボモジュリン精密測定は、膠原病の診断若しくは経過観察又はD I C若しくはそれに引き続いで起こるM O F観察のために測定した場合のみ算定できる。
- (10) フィブリンモノマー複合体定量精密測定
ア 「22」のフィブリンモノマー複合体定量精密測定は、D I Cの診断及び治療経過の観察のために実施した場合に算定する。
イ フィブリンモノマー複合体定量精密測定、同区分「19」のトロンビン・アンチトロンビンIII複合体（TAT）精密測定及び「20」のプロトロンビンフラグメントF 1 + 2精密測定のうちいずれか複数を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。

D 0 0 6 - 2 血液細胞核酸增幅同定検査（造血器腫瘍核酸増幅同定検査）

別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、6月に1回を限度として算定できる。血液細胞核酸增幅同定検査は、P C R法、L C R法又はサザンプロット法による。

D 0 0 6 - 3 Major b c r - a b l m R N A 核酸増幅精密測定

Major b c r - a b l m R N A 核酸増幅精密測定は、T M A法により測定した場合に限り算定できる。

D 0 0 6 - 4 進行性筋ジストロフィー遺伝子検査

- (1) 進行性筋ジストロフィー遺伝子検査は、症状があり、デュシェンヌ型筋ジストロフィー、ベッカー型筋ジストロフィー又は福山型先天性筋ジストロフィーを疑う患者に対して、PCR法を用いて、診断の目的で行った場合に限り、患者1人につき1回に限り算定する。
- (2) 検査の実施にあたっては、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月）及び関係学会による「遺伝学的検査に関するガイドライン」（平成15年8月）を遵守すること。

D 0 0 6 - 5 染色体検査

- (1) 染色体検査の所定点数には、フィルム代、現像代、引伸印画作製代を含む。
- (2) 染色体検査の「注」の分染法加算については、その種類、方法にかかわらず、1回の算定とする。

D 0 0 6 - 6 免疫関連遺伝子再構成

- (1) 免疫関連遺伝子再構成は、PCR法、LCR法又はサザンプロット法により、悪性リンパ腫、急性リンパ性白血病又は慢性リンパ性白血病の診断の目的で検査を行った場合に、6月に1回を限度として算定できる。
- (2) 区分「D 0 0 4」の穿刺液・採取液検査「13」の悪性腫瘍遺伝子検査、区分「D 0 0 6 - 2」血液細胞核酸増幅同定検査（造血器腫瘍核酸増幅同定検査）又は区分「D 0 0 6 - 6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。

D 0 0 7 血液化学検査

- (1) 抱合型ビリルビンを測定した場合は、「1」の直接ビリルビンの所定点数を算定する。
- (2) 「1」のNa及びClについて、両方を測定した場合も、いずれか一方のみを測定した場合も、同一の所定点数により算定する。
- (3) 「1」のCa及び「8」のイオン化カルシウムを同時に測定した場合には、いずれか一方についてのみ所定点数を算定する。
- (4) 「1」の膠質反応については、反応の種類ごとに所定点数を算定する。
なお、次に掲げる検査については、膠質反応又は膠質反応に類似した検査としてこの項により所定点数を算定できる。
 - ア 硫酸亜鉛試験（クンケル反応）（ZTT）
 - イ チモール混濁反応（TTT）
- (5) 「4」のHDL一コレステロール、総コレステロール及び「5」のLDL一コレステロールを併せて測定した場合は、主たるもの2つの所定点数を算定する。
- (6) 「4」のP及びHPO₄について、両方を測定した場合も、いずれか一方のみを測定した場合も、同一の所定点数により算定する。
- (7) 「4」の総鉄結合能（TIBC）（又は「23」の総鉄結合能（TIBC）精密測定）、「4」の不飽和鉄結合能（UIBC）（又は「22」の不飽和鉄結合能（UIBC）精密測定）及び「1」の鉄の検査については、いずれか2項目の測定を実施すれば他の項目については計算により結果を求めることができることから、同時に3項目の所定点数の算定はできない。
- (8) 「5」の蛋白分画測定、「1」の総蛋白及びアルブミンを併せて測定した場合は、主たるもの2つの所定点数を算定する。
- (9) 「9」のマンガンは、1月以上（胆汁排泄能の低下している患者については2週間以上）高カロリー静脈栄養法が行われている患者に対して、3月に1回に限り算定することができる。
- (10) 「11」のケトン体及び「18」のケトン体分画の検査を併せて実施した場合は、ケトン体分画の所定点数のみ算定する。

- (11) 「14」の有機モノカルボン酸定量については、グルタチオン、乳酸、ピルビン酸及び α -ケトグルタル酸の各物質の測定を行った場合に、それぞれの測定ごとに所定点数を算定する。
- (12) 同一検体について「15」の重炭酸塩及び「29」の血液ガス分析の検査を併せて行った場合は、血液ガス分析の所定点数のみ算定する。
- (13) 「17」のグリコアルブミンは、HPLC(2カラム)、HPLC(1カラム)-発色法、アフィニティクロマトグラフィー・免疫比濁法によるグリコアルブミン測定装置を用いて測定した場合、EIA法又は酵素法により測定した場合に所定点数を算定する。
- (14) 肝胆道疾患の診断の目的で尿中硫酸抱合型胆汁酸測定を酵素法により実施した場合は、「19」のコレステロール分画に準じて算定する。ただし、「14」の胆汁酸を同時に測定した場合には、いずれか一方の所定点数のみを算定する。
- (15) 「23」のCPK・アイソザイム精密測定とは、血清クレアチニン・フォスフォキナーゼ(CPK)のMB型アイソザイム測定をいう。
- (16) 「24」の心筋トロポニンT定性は、診療の結果から心筋梗塞が疑われるが、心電図による所見のみでは診断がつかない患者に対して検査を行った場合に、心筋梗塞の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回に限り算定する。
ただし、すでに心筋梗塞の治療のために入院中の患者に対して検査を行った場合は算定できない。
- (17) 「25」のヘパリンの血中濃度測定においては、同一の患者につき1月以内に当該検査を2回以上行った場合においては、算定は1回とし、第1回の測定を行ったときに算定する。
- (18) 「25」の脾分泌性トリプシンインヒビター(PSTI)と「34」のトリプシンを同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。
- (19) 「25」の乳酸脱水素酵素・アイソザイム1型は酵素学的阻害法による。
- (20) 「25」のアボリポ蛋白は、A I、A II、B、C II、C III及びEのうち3項目以上測定した場合に、所定点数を算定する。
- (21) 「26」のサーファクタントプロテインA(SP-A)、「26」のシアル化糖鎖抗原KL-6及び「28」のサーファクタントプロテインD(SP-D)のうちいずれか複数を実施した場合は、主たるもののみ算定する。サーファクタントプロテインA(SP-A)及びサーファクタントプロテインD(SP-D)は、EIA法により、シアル化糖鎖抗原KL-6はECLIA法又はECLIA法による。
- (22) 「26」の心筋トロポニンI精密測定と「27」の心筋トロポニンT精密測定を同一月に併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (23) シスタチンC精密測定
ア 「27」のシスタチンC精密測定は、ラテックス凝集比濁法、金コロイド凝集法又はネフェロメトリー法により実施した場合のみ算定できる。
イ シスタチンC精密測定は、「1」の尿素窒素(BUN)又はクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、3月に1回に限り算定できる。ただし、「27」のペントシジンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (24) 「27」のペントシジンは、「1」の尿素窒素(BUN)又はクレアチニンにより腎機能低下(糖尿病性腎症によるものを除く。)が疑われた場合に、3月に1回に限り算定できる。
ただし、「27」のシスタチンC精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (25) 「28」のリポ蛋白(a)精密測定は、3月に1回を限度として算定できる。
- (26) 「29」の血液ガス分析の所定点数には、Na、K、Cl、pH、PO₂、PCO₂及びHCO₃⁻の各測定を含むものであり、測定項目数にかかわらず、所定点数により算定する。なお、同時に実施したヘモグロビン測定については算定しない。

- (27) 「29」の血液ガス分析は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。
- なお、在宅酸素療法を実施している入院施設を有しない診療所が、緊急時に必要かつ密接な連携を取り得る収容施設を有する他の保険医療機関において血液ガス分析を行う場合であって、採血後、速やかに検査を実施し、検査結果が速やかに当該診療所に報告された場合にあっては算定できるものとする。
- (28) 「29」のヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白（H-FABP）はELISA法又は免疫クロマト法により、急性心筋梗塞の診断を目的に用いた場合のみ算定する。
- ただし、ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白（H-FABP）と同区分の「29」のミオグロビン精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (29) 「30」のIV型コラーゲン精密測定又は「31」のIV型コラーゲン・7S精密測定は、「38」のプロリルヒドロキシラーゼ（PH）精密測定又は同区分「29」のP-III-P精密測定と併せて行った場合には、一方の所定点数のみ算定する。
- (30) 「31」のアルブミン非結合型ビリルビンは、診察及び他の検査の結果から、核黄疸に進展するおそれがある新生児である患者に対して、生後2週間以内に経過観察を行う場合に算定する。
- (31) 「33」のアルカリファスファターゼ・アイソザイム精密測定及び区分番号「D008」の「16」の骨型アルカリファスファターゼ（BAP）精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (32) 「34」のアセトアミノフェン精密測定は、同一の患者につき1月以内に2回以上行った場合は、第1回の測定を行ったときに1回に限り算定する。
- (33) 膀胱分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型（IGFBP-1）
ア 「34」の膀胱分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型（IGFBP-1）は、免疫クロマト法により、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として測定した場合のみ算定する。
イ 膀胱分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型（IGFBP-1）と区分「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「18」の頸管膀胱分泌液中癌胎児性フィプロネクチンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (34) 「34」の心室筋ミオシン軽鎖I精密測定は、同一の患者につき同日に当該検査を2回以上行った場合は、1回のみ算定する。
- (35) 「34」のヒアルロン酸は、サンドイッチ バインディング プロテイン アッセイ法、¹²⁵Iによる競合法を用いたバインディング プロテイン アッセイ法、LA法（測定機器を用いるもの）又はLBA法による。ただし、本検査は慢性肝炎の患者に対して、慢性肝炎の経過観察及び肝生検の適応の確認を行う場合に算定できる。
- (36) 「34」のレムナント様リポ蛋白（RLP）コレステロールは免疫吸着法-酵素法又は酵素法により実施し、3月に1回を限度として算定できる。
- (37) 「37」のリポ蛋白リパーゼ精密測定は、高トリグリセライド血症及びLPL欠損症が疑われる場合の鑑別のために測定した場合のみ算定できる。また、ヘパリン負荷が行われた場合、投与したヘパリンは区分「D500」の薬剤として算定できるが、注射料は算定できない。
- (38) 「37」の肝細胞増殖因子（HGF）はELISA法により、肝炎にて劇症化が疑われる場合又は劇症肝炎の経過観察に用いた場合のみ算定する。
- (39) 「38」のCKアイソフォームは、免疫阻害法により実施し、同時に測定される「1」のク

レアチン・フォスフォキナーゼ（CPK）の費用は別に算定できない。

- (40) 「39」の2,5-オリゴアデニル酸合成酵素活性精密測定は、ウイルス血症を伴う慢性活動性肝炎患者のインターフェロン製剤の投与量及び治療効果の判定に用いた場合に算定する。
- (41) 「40」の腎分泌液中 α -フェトプロテインは色素免疫測定法により、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として実施した場合に算定する。
- (42) 「43」のプロカルシトニン（PCT）は、敗血症（細菌性）を疑う患者を対象として測定した場合に算定できる。ただし、区分「D012」感染症免疫学的検査の「28」のエンドトキシン定量検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (43) 「45」の1,25ジヒドロキシビタミンD₃ (1,25(OH)₂D₃) は、ラジオレセプターアッセイ法又はRIA法により、慢性腎不全、特発性副甲状腺機能低下症、偽性副甲状腺機能低下症、ビタミンD依存症I型若しくは低リン血症性ビタミンD抵抗性くる病の診断時又はそれらの疾患に対する活性型ビタミンD₃剤による治療中に測定した場合にのみ算定できる。なお、活性型ビタミンD₃剤による治療開始後1月以内においては2回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。
- (44) 血液化学検査の注に掲げる検査と併せて、血液化学検査の注に掲げる検査を準用することが認められている検査を行った場合は、当該検査も注に掲げる項目数の算定に含める。
- (45) 血液化学検査の注のハの注に規定する10項目以上の包括点数を算定する場合の入院時初回加算は、入院時に初めて行われる検査は項目数が多くなることにかんがみ、血液化学検査の注に掲げる検査を10項目以上行った場合に、入院時初回検査に限り20点を加算するものであり、入院後初回の検査以外の検査において10項目以上となった場合にあっては、当該加算点数は算定できない。また、基本的検体検査実施料を算定している場合にあっても、当該加算点数は算定できない。

D008 内分泌学的検査

- (1) 各種ホルモンの日内変動検査は、内分泌学的検査の該当する項目の測定回数により算定するが、その回数については妥当適切な範囲であること。
- (2) 「1」のヒト総毛性ゴナドトロピン（HCG）定性及び「4」のヒト総毛性ゴナドトロピン β （HCG β ）分画定性は、免疫学的妊娠試験に該当するものである。
- (3) ヒト総毛性ゴナドトロピン β （HCG β ）分画定性
- ア 「4」のヒト総毛性ゴナドトロピン β （HCG β ）分画定性及び「15」のヒト総毛性ゴナドトロピン β （HCG β ）分画精密測定は、HCG産生腫瘍患者に対して測定した場合のみ算定できる。
- イ ヒト総毛性ゴナドトロピン β （HCG β ）分画定性、「15」のヒト総毛性ゴナドトロピン β （HCG β ）分画精密測定それぞれについて、「1」のヒト総毛性ゴナドトロピン（HCG）定性、「14」のヒト総毛性ゴナドトロピン定量（HCG定量）精密測定を同時に実施した場合は、それぞれいづれか一方の所定点数のみ算定する。
- (4) 「11」のトリヨードサイロニン（T₃）精密測定及び「14」の遊離トリヨードサイロニン（FT₃）精密測定が実施されている場合又は「14」の遊離トリヨードサイロニン（FT₄）精密測定及び「14」の遊離サイロキシン（FT₄）精密測定が実施されている場合において、同時に実施した「7」のT₃摂取率（T₃-uptake）精密測定については、別に算定できない。
- (5) 「11」のサイロキシン（T₄）精密測定及び「14」のサイロキシン結合蛋白（TBG）精密測定が実施されている場合又は「11」のサイロキシン（T₄）精密測定及び「14」の遊離サイロキシン（FT₄）精密測定が実施されている場合において、同時に実施した「7」のT₃摂取率（T₃-uptake）精密測定については、別に算定できない。
- (6) 「11」のレニン活性精密測定と「11」のレニン定量精密測定を併せて行った場合は、一方の所定点数のみ算定する。

- (7) 「12」のC-ペプタイド(C P R)精密測定を同時に血液及び尿の両方の検体について測定した場合は、血液の場合の所定点数のみを算定する。
- (8) 「12」の黄体形成ホルモン(L H)はL A法による。
- (9) ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(B N P)精密測定
- ア 「13」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(B N P)精密測定は、入院中の患者については急性心不全又は慢性心不全の急性増悪時の病態把握のため、入院中の患者以外の患者については心不全の病態把握のために実施した場合に月1回に限り算定する。
- イ 1週間以内にヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(B N P)精密測定と「22」のヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(H A N P)精密測定を併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。
- ウ 本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日(ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(H A N P)精密測定を併せて実施した場合は、併せて当該検査の実施日)を記載する。
- (10) 「14」の抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ(G A D)抗体価精密測定は、すでに糖尿病の診断が確定した患者に対し、インスリン依存型糖尿病(I D D M)の診断に用いた場合に算定できる。
- (11) 「14」のヒト絨毛性ゴナドトロピン定量(H C G定量)精密測定は、H C G・L H検査(試験管法)を含むものである。
- (12) 「15」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド(N T X)精密測定及び「18」の尿中デオキシピリジノリン精密測定は、原発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定、副甲状腺機能亢進症手術後の治療効果判定又は骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択に際して実施された場合に算定する。
- なお、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回、その後6月以内の薬剤効果判定時に1回に限り、また薬剤治療方針を変更したときは変更後6月以内に1回に限り算定できる。
- (13) 「15」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド(N T X)精密測定、「16」のオステオカルシン精密測定又は「18」の尿中デオキシピリジノリン精密測定を併せて実施した場合は、いずれか1つのみ算定する。
- (14) 「16」のオステオカルシン精密測定は、続発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定及び原発性又は続発性の副甲状腺機能亢進症による上皮小体腺腫過形成手術後の治療効果判定に際して実施した場合のみ算定できる。
- (15) 「16」の尿中 β クロスマラブス精密測定は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。
- (16) 「18」のエストロジェンについては、「17」のエストリオール(E₃)精密測定又は「19」のエストラジオール(E₂)精密測定と同時に実施した場合は算定できない。
- (17) 「19」の副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント(C-P T H r P)精密測定又は「19」の副甲状腺ホルモン関連蛋白(P T H r P)精密測定は、高カルシウム血症の鑑別並びに悪性腫瘍に伴う高カルシウム血症に対する治療効果の判定のために測定した場合のみ算定する。
- (18) 「21」の抗I A-2抗体精密測定は、すでに糖尿病の診断が確定し、かつ、「14」の抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ(G A D)抗体価精密測定の結果、陰性が確認された30歳未満の患者に対し、インスリン依存型糖尿病(I D D M)の診断に用いた場合に算定する。
- なお、当該検査を算定するにあたっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。